

中間決算に係る説明書類

事業年度 自 平成 31 年 4 月 1 日
(第 12 期中) 至 令和元年 9 月 30 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【業績等の概要】	4
2【対処すべき課題】	19
3【事業等のリスク】	42
4【経営上の重要な契約等】	45
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	45
第3【設備の状況】	46
1【主要な設備の状況】	46
2【設備の新設、除却等の計画】	46
第4【機構の状況】	47
1【出資金等の状況】	47
2【役員の状況】	47
第5【経理の状況】	47
【中間財務諸表等】	48
(1)【中間財務諸表】	48
①【中間貸借対照表】	48
②【中間損益計算書】	49
③【中間純資産変動計算書】	50
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	52
(2)【主な資産及び負債の内容】	70
(3)【その他】	70
第6【機構の参考情報】	70
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	中間決算に係る説明書類（令和元年度中間期）
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条に準拠
【事業年度】	第 12 期中間期（自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 瀧 野 欣 彌
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 御 給 健 治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 御 給 健 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

最近3中間事業年度及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円、人)

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
決算年月	平成29年9月	平成30年9月	令和元年9月	平成30年3月	平成31年3月
経常収益	174,582	160,614	144,881	347,476	318,863
経常利益	75,345	69,788	62,215	151,976	139,434
当期純利益	11,346	9,598	9,497	26,111	23,179
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	252,654	277,618	304,257	267,427	295,191
総資産額	25,111,969	24,505,479	24,384,406	24,755,829	24,589,199
営業活動による キャッシュ・フロー	452,652	539,000	115,681	286,997	528,254
投資活動による キャッシュ・フロー	49,758	27,916	△107,201	△4,467	△10,427
財務活動による キャッシュ・フロー	38	△400,000	△99,898	△395,988	△395,144
現金及び現金同等物の 期末残高	1,363,677	914,685	779,062	747,767	870,480
職員数	88	88	86	88	87

- (注) 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。
3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

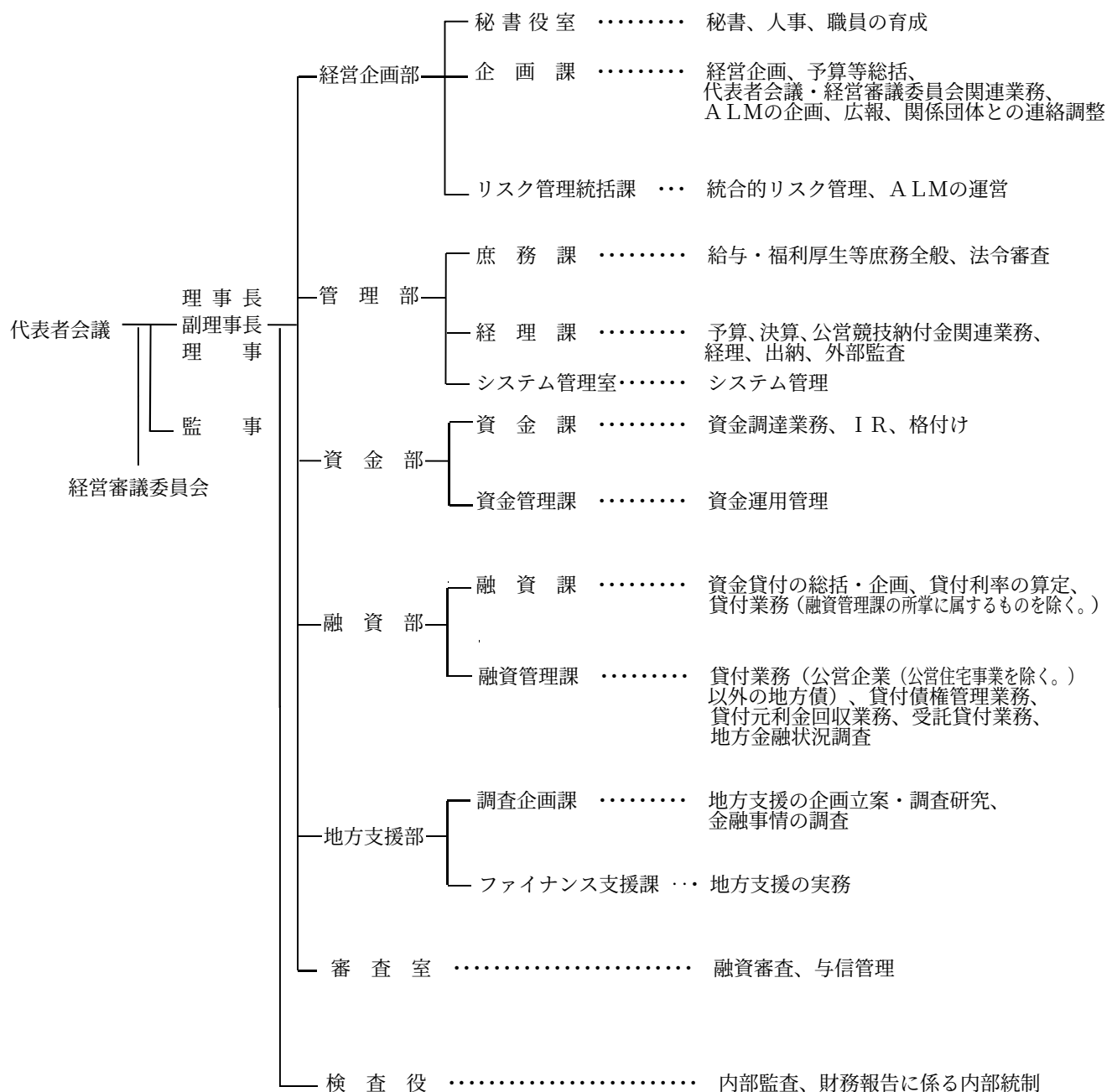
3【従業員の状況】

令和元年9月30日現在における当機構の職員数は、86人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しています。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和元年9月30日現在）



第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間事業年度に当機構が行っている貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の概要は、それぞれ次のとおりです。

1. 貸付業務

（地方債計画の概要）

平成31年度の地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成31年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額12兆84億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆円、公営企業債は2兆6,716億円、臨時財政対策債は3兆2,568億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆8,393億円が計上されました。

（貸付計画）

令和元年度の貸付計画は、1兆6,600億円としました。

（貸付けの概況）

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、6,490件、6,495億19百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、61.3%を占めています。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、22億13百万円の貸付けを行いました。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っています。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金227,282件、8,731億15百万円、利息255,800件、1,457億51百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金87件、19億84百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

令和元年9月末における公社貸付を含む長期貸付残高は255,515件、23兆2,775億12百万円で、その事業別残高は11ページの表のとおりです。

また、令和元年9月末における受託貸付残高は19,710件、2,680億53百万円です。

平成 31 年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 31 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	4,519	294	11,814
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	0	3,042
3 公営住宅建設事業	1,140	288	124	728
4 災害復旧事業	955	955	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	1,134	208	2,060
(1) 学校教育施設等	1,256	605	58	593
(2) 社会福祉施設	383	0	94	289
(3) 一般廃棄物処理	656	435	56	165
(4) 一般補助施設等	567	94	0	473
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	25,415	126	5,086	20,203
(1) 一般	2,113	0	79	2,034
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	4,545	300	365
(1) 辺地対策	510	510	0	0
(2) 過疎対策	4,700	4,035	300	365
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調整	100	0	0	100
計	59,978	14,609	6,012	39,357
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	2,971	2,277	698
2 工業用水道事業	307	0	92	215
3 交通事業	1,420	130	261	1,029
4 電気事業・ガス事業	262	0	86	176
5 港湾整備事業	569	166	29	374
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	760	1,336	1,909
7 市場事業・と畜場事業	362	0	46	316
8 地域開発事業	912	0	0	912
9 下水道事業	12,773	3,380	3,941	5,452
10 観光その他事業	154	0	6	148
計	26,710	7,407	8,074	11,229
合計	86,688	22,016	14,086	50,586
三 臨時財政対策債	32,568	7,491	4,299	20,778
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	120,056	29,507	18,385	72,164

平成 31 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 31 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	9	7	2
災 害 復 旧 事 業	10	10	0
一 般 単 独 事 業	3	0	3
計	22	17	5
公 営 企 業 債			
下 水 道 事 業	6	3	3
計	6	3	3
総 計	28	20	8

平成 31 年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 31 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	4,519	294	11,814
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	0	3,042
3 公営住宅建設事業	1,149	295	126	728
4 災害復旧事業	965	965	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	1,134	208	2,060
(1) 学校教育施設等	1,256	605	58	593
(2) 社会福祉施設	383	0	94	289
(3) 一般廃棄物処理	656	435	56	165
(4) 一般補助施設等	567	94	0	473
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	25,418	126	5,089	20,203
(1) 一般	2,116	0	82	2,034
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	4,545	300	365
(1) 辺地対策	510	510	0	0
(2) 過疎対策	4,700	4,035	300	365
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調 整	100	0	0	100
計	60,000	14,626	6,017	39,357
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	2,971	2,277	698
2 工業用水道事業	307	0	92	215
3 交通事業	1,420	130	261	1,029
4 電気事業・ガス事業	262	0	86	176
5 港湾整備事業	569	166	29	374
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	760	1,336	1,909
7 市場事業・と畜場事業	362	0	46	316
8 地域開発事業	912	0	0	912
9 下水道事業	12,779	3,383	3,944	5,452
10 観光その他事業	154	0	6	148
計	26,716	7,410	8,077	11,229
合 計	86,716	22,036	14,094	50,586
三 臨時財政対策債	32,568	7,491	4,299	20,778
四 退職手当債	800	0	0	800
総 計	120,084	29,527	18,393	72,164

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	48,500	32,174	5.0
公営住宅事業	15,500	13,001	2.0
学校教育施設等整備事業	20,000	7,079	1.1
社会福祉施設整備事業	13,200	5,766	0.9
一般廃棄物処理事業	14,400	6,208	1.0
一般補助施設整備等事業	0	1,403	0.2
一般事業	8,400	3,640	0.6
地域活性化事業	10,400	8,796	1.4
防災対策事業	15,300	10,717	1.7
地方道路等整備事業	25,700	19,002	2.9
合併特例事業	82,200	81,892	12.6
緊急防災・減災事業	109,900	108,890	16.8
公共施設最適化事業・公共施設等適正管理推進事業	53,200	66,094	10.2
緊急自然災害防止対策事業	25,200	0	0.0
過疎対策事業	20,700	9,938	1.5
計	462,600	374,599	57.7
臨時財政対策債	453,800	164,748	25.4
(一般会計債等分計)	916,400	539,347	83.0
公営企業債			
水道事業（上水道）	182,500	11,507	1.8
（簡易水道）	10,600	3,110	0.5
交通事業（一般交通）	1,700	430	0.1
（都市高速鉄道）	22,100	525	0.1
病院事業	114,400	8,643	1.3
下水道事業	384,700	72,573	11.2
工業用水道事業	8,700	17	0.0
電気事業	4,100	1,549	0.2
ガス事業	2,400	33	0.0
介護サービス事業	1,400	1,474	0.2
市場事業	7,500	7,662	1.2
と畜場事業	300	84	0.0
駐車場事業	200	119	0.0
小 計	740,600	107,725	16.6
港湾整備事業	2,800	2,324	0.4
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	200	123	0.0
小 計	3,000	2,447	0.4
計	743,600	110,172	17.0
合 計	1,660,000	649,519	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	122,392	18.8
政令指定都市	36,037	5.5
市及び特別区	398,094	61.3
町村	86,878	13.4
企業団・組合等	6,118	0.9
計	649,519	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	227,129	869,510	255,647	145,515
公社貸付	153	3,606	153	236
計	227,282	873,115	255,800	145,751
長期貸付繰上償還				
一般貸付	82	1,552	-	-
公社貸付	5	432	-	-
計	87	1,984	-	-
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	227,369	875,099	255,800	145,751

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	505,070	2.2	水道事業	3,173,089	13.6
公営住宅事業	268,737	1.2	一般交通事業	11,366	0.1
全国防災事業	141,131	0.6	都市高速鉄道事業	800,378	3.4
学校教育施設整備事業	74,844	0.3	病院事業	1,034,963	4.5
社会福祉施設整備事業	112,573	0.5	下水道事業	7,221,333	31.0
一般廃棄物処理事業	46,632	0.2	工業用水道事業	172,002	0.7
一般事業	82,681	0.4	電気事業	45,565	0.2
臨時河川等整備事業	32,744	0.1	ガス事業	30,408	0.1
臨時高等学校整備事業	15,073	0.1	港湾整備事業	43,533	0.2
臨時地方道整備事業	799,693	3.4	介護サービス事業	20,930	0.1
地域活性化事業	78,943	0.3	市場事業	89,972	0.4
防災対策事業	172,100	0.7	と畜場事業	8,875	0.0
地方道路等整備事業	520,944	2.2	観光施設事業	2,764	0.0
合併特例事業	1,106,871	4.8	駐車場事業	14,406	0.1
緊急防災・減災事業	817,254	3.5	産業廃棄物処理事業	201	0.0
公共施設最適化事業	21,812	0.1			
公共施設等適正管理推進事業	108,544	0.5	一般貸付計	23,252,400	99.9
過疎対策事業	14,197	0.1	道路公社	25,112	0.1
一般補助施設整備等事業	3,617	0.0	公社貸付計	25,112	0.1
臨時財政対策債	5,659,153	24.3	合計	23,277,512	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	294	460,121	5,421	672,831	8,450	201,182	301	26,242	—	—	14,466	1,360,377
青森	197	36,536	2,083	255,188	1,459	45,999	111	14,270	—	—	3,850	351,993
岩手	256	54,454	2,793	252,668	842	31,319	218	18,697	—	—	4,109	357,138
宮城	344	126,923	4,703	406,199	2,705	51,174	127	6,856	—	—	7,879	591,153
秋田	207	27,713	4,741	258,349	1,101	10,825	10	574	—	—	6,059	297,461
山形	230	79,466	2,846	168,743	1,956	35,255	174	8,454	—	—	5,206	291,917
福島	431	85,343	3,695	247,901	3,111	54,386	188	18,659	1	13	7,426	406,301
茨城	491	138,354	6,916	461,372	1,439	41,275	260	24,316	1	31	9,107	665,348
栃木	278	77,227	3,298	220,790	843	27,172	15	2,976	6	61	4,440	328,226
群馬	249	35,756	3,523	199,239	1,834	35,130	217	27,243	—	—	5,823	297,367
埼玉	257	253,599	6,646	674,014	1,824	55,221	324	18,639	5	40	9,056	1,001,513
千葉	393	127,428	5,263	693,502	928	26,664	600	48,754	4	854	7,188	897,202
東京	110	118,013	2,282	316,830	182	5,294	33	16,051	—	—	2,607	456,189
神奈川	219	206,609	3,303	840,544	1,213	44,932	64	48,343	—	—	4,799	1,140,427
新潟	266	50,991	8,212	448,125	979	18,153	234	16,191	—	—	9,691	533,460
富山	255	27,726	3,795	292,768	572	23,486	147	13,460	3	9	4,772	357,449
石川	157	32,282	2,858	188,673	1,267	42,455	31	3,099	—	—	4,313	266,508
福井	228	34,587	2,256	156,959	827	11,573	70	3,071	—	—	3,381	206,189
山梨	152	34,986	2,952	111,647	1,027	15,390	155	5,272	—	—	4,286	167,296
長野	257	37,507	4,258	261,748	3,236	59,502	186	13,783	4	82	7,941	372,623
岐阜	223	158,743	4,426	214,428	1,348	39,845	10	920	—	—	6,007	413,936
静岡	326	50,111	5,196	360,969	808	26,227	82	8,579	7	261	6,419	446,146
愛知	246	229,376	5,376	633,268	897	24,649	83	2,579	36	14,076	6,638	903,949
三重	419	151,693	4,105	306,716	1,101	28,950	33	4,806	—	—	5,658	492,166
滋賀	200	77,642	4,272	229,894	613	14,133	140	7,924	—	—	5,225	329,592
京都	196	31,759	3,722	477,164	1,150	30,375	31	6,658	7	243	5,106	546,199
大阪	100	171,992	5,830	1,253,365	943	36,667	468	70,190	—	—	7,341	1,532,213
兵庫	324	422,955	8,273	959,459	2,149	86,767	429	49,565	18	663	11,193	1,519,408
奈良	280	118,874	2,493	189,004	2,077	66,490	55	6,017	—	—	4,905	380,384
和歌山	107	47,494	1,768	216,037	1,558	57,806	92	7,619	—	—	3,525	328,956
鳥取	354	96,049	1,318	106,930	1,895	45,901	35	2,445	—	—	3,602	251,325
島根	284	98,760	2,719	203,017	306	8,058	75	3,544	—	—	3,384	313,378
岡山	265	92,588	4,695	345,026	1,301	27,868	111	14,962	—	—	6,372	480,444
広島	462	186,771	4,366	448,200	937	29,266	15	2,133	14	3,861	5,794	670,231
山口	426	57,854	4,334	269,678	632	12,143	109	6,203	—	—	5,501	345,878
徳島	209	44,697	1,490	122,829	852	29,302	3	17	—	—	2,554	196,846
香川	167	27,044	1,787	107,568	727	20,446	625	26,078	—	—	3,306	181,136
愛媛	90	29,354	2,299	194,384	658	25,018	18	982	—	—	3,065	249,738
高知	161	95,157	1,723	139,274	832	26,884	10	8,543	—	—	2,726	269,858
福岡	96	139,685	5,372	869,177	2,211	99,042	390	24,441	22	4,746	8,091	1,137,090
佐賀	65	36,268	1,683	161,013	683	29,811	104	10,298	—	—	2,535	237,389
長崎	143	56,133	2,819	269,026	729	18,530	15	3,081	5	163	3,711	346,933
熊本	159	76,225	2,751	197,288	1,694	50,027	41	2,965	3	11	4,648	326,515
大分	91	23,477	2,296	137,775	199	7,058	—	—	—	—	2,586	168,310
宮崎	159	69,872	2,035	144,413	741	18,980	13	782	—	—	2,948	234,047
鹿児島	181	137,049	2,362	167,251	882	28,773	18	2,141	—	—	3,443	335,214
沖縄	235	101,517	1,621	164,522	923	25,617	54	2,439	—	—	2,833	294,095
合 計	11,239	4,874,759	172,975	16,015,762	64,641	1,751,016	6,524	610,862	136	25,112	255,515	23,277,512

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(309件、66,832百万円)を含みます。

2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

2. 地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

①調査研究

地方公営企業に係る総務省との共同研究として、「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」を3回開催したほか、地方公共団体の資金管理等に関する実態調査を実施しました。

②人材育成・実務支援

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材としたJFM地方財政セミナーを全国3箇所で開催したほか、地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を全国6箇所で開催しました。また、市区町村長を対象に、「AI、IoTで変わる自治体」をテーマとしたセミナーを地方行財政調査会・時事通信社と共催で開催しました。

資金調達に必要な入門的な金融知識の習得を目的として、資金調達入門研修を全国4箇所で開催しました。

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を7月と9月の2回開催しました。

地方公共団体等が実施する研修に、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座を23箇所で開催しました。

地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣しました。具体的には、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援については、19団体で延べ33回、地方公会計制度に係る活用・運用の支援については13団体で延べ16回実施しました。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援を、31件実施しました。

③情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できるツールとして財政分析チャート「Octagon」の提供を開始したほか、地方公共団体の政策課題の解決に資するため提供している先進事例検索システムに事例を追加するなど充実を図りました。また、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて活用方法も含め提供するとともに、金融・債券の基礎知識を学ぶことができるEラーニング動画の視聴サービスを提供しました。

3. 資金調達業務

当中間事業年度の資金調達総額は 8,452 億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構 10 年債 1,700 億円、同 20 年債 700 億円、同 5 年債 100 億円、同 30 年債 150 億円、FLIP 債（※1）2,080 億円、MTN プログラム（※2）1,057 億円（額面ベースでは 1,058 億円（ともに円換算後））です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は 10 年債 1,140 億円、20 年債 1,125 億円です。

その他、長期借入による調達を 400 億円行いました。

加えて、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は 400 億円で、その内訳は全て 10 年債です。

この結果、当中間事業年度末における機構債券の発行残高は、20 兆 2,121 億円、借入金の借入残高は長期借入金 1,680 億円となりました。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）機構債券の発行残高及び長期借入金の残高については、億円未満切捨てで表示しています。

※1 FLIP (Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営)

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしています。

当中間事業年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第119回	10年	250	0.125	100	H31. 4.18	R11. 4.27
第120回	10年	300	0.115	100	R 1. 5.23	R11. 5.28
第121回	10年	250	0.049	100	R 1. 6.14	R11. 6.28
第122回	10年	300	0.065	100	R 1. 7.19	R11. 7.27
第123回	10年	300	0.060	100	R 1. 8.20	R11. 8.28
第124回	10年	300	0.050	100	R 1. 9.20	R11. 9.28
第 74回	20年	150	0.434	100	H31. 4.18	R21. 4.28
第 75回	20年	150	0.323	100	R 1. 6.14	R21. 6.28
第 76回	20年	200	0.268	100	R 1. 7.19	R21. 7.28
第 77回	20年	200	0.200	100	R 1. 9.20	R21. 9.28
第 25回	5年	100	0.010	100	H31. 4.18	R 6. 4.26
第 8回	30年	150	0.646	100	H31. 4.18	R31. 4.28
F457回	9年	200	0.105	100	H31. 4.24	R10. 4.28
F458回	17年	30	0.360	100	H31. 4.24	R18. 4.28
F459回	21年	30	0.460	100	H31. 4.24	R22. 4.27
F460回	5年	70	0.012	100	H31. 4.25	R 6. 6.25
F461回	9年	30	0.120	100	H31. 4.25	R10. 9.15
F462回	11年	30	0.157	100	H31. 4.25	R11.11.22
F463回	21年	30	0.465	100	H31. 4.25	R22. 2.24
F464回	11年	30	0.155	100	R 1. 5.28	R12. 6.20
F465回	21年	30	0.436	100	R 1. 5.28	R21.12.28
F466回	21年	50	0.322	100	R 1. 6.25	R22. 3.28
F467回	5年	200	0.010	100	R 1. 6.26	R 6. 5.31
F468回	5年	30	0.006	100	R 1. 7.25	R 6. 9.25
F469回	5年	130	0.006	100	R 1. 7.25	R 6. 9.27
F470回	7年	90	0.015	100	R 1. 7.25	R 8. 7. 1
F471回	7年	40	0.015	100	R 1. 7.25	R 8. 7.28
F472回	9年	30	0.043	100	R 1. 7.25	R10. 2.28
F473回	9年	200	0.060	100	R 1. 7.25	R10. 7.28
F474回	7年	30	0.015	100	R 1. 7.26	R 8. 7.22
F475回	15年	30	0.160	100	R 1. 7.26	R16. 7.26
F476回	16年	30	0.198	100	R 1. 7.26	R17.10.26
F477回	17年	30	0.218	100	R 1. 7.26	R18. 7.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F478回	18年	30	0.230	100	R 1. 7.26	R19. 7.28
F479回	22年	30	0.317	100	R 1. 7.26	R23. 7.26
F480回	6年	30	0.009	100	R 1. 7.30	R 7. 5.28
F481回	6年	30	0.010	100	R 1. 7.30	R 7. 7.28
F482回	19年	30	0.281	100	R 1. 8.23	R21. 2.28
F483回	21年	30	0.295	100	R 1. 7.30	R22. 3.28
F484回	25年	30	0.373	100	R 1. 7.30	R26. 7.28
F485回	5年	200	0.007	100	R 1. 8.21	R 6.12. 2
F486回	16年	30	0.099	100	R 1. 8.23	R17. 8.23
F487回	5年	70	0.003	100	R 1. 9.27	R 7. 1.27
F488回	5年	200	0.003	100	R 1. 9.27	R 7. 2.25

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 69 回	5年	米ドル	1,057	1.750	99.890	R 1. 9. 5	R 6. 9. 5

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第111回	10年	200	0.155	100	H31. 4.18	R11. 4.18
A号第112回	10年	100	0.145	100	R 1. 5.23	R11. 5.23
A号第113回	10年	100	0.079	100	R 1. 6.20	R11. 6.20
A号第114回	10年	200	0.095	100	R 1. 7.19	R11. 7.19
A号第115回	10年	100	0.090	100	R 1. 8.20	R11. 8.20
A号第116回	10年	100	0.080	100	R 1. 9.20	R11. 9.20
B号第 42回	10年	20	0.155	100	H31. 4.18	R11. 4.18
B号第 43回	10年	40	0.145	100	R 1. 5.23	R11. 5.23
B号第 44回	10年	45	0.079	100	R 1. 6.20	R11. 6.20
B号第 45回	10年	90	0.095	100	R 1. 7.19	R11. 7.19
B号第 46回	10年	85	0.090	100	R 1. 8.20	R11. 8.20
B号第 47回	10年	60	0.080	100	R 1. 9.20	R11. 9.20
C号第 42回	20年	35	0.454	100	H31. 4.18	R21. 4.18

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第 43回	20年	45	0.451	100	R 1. 5.23	R21. 5.23
C号第 44回	20年	50	0.343	100	R 1. 6.20	R21. 6.20
C号第 45回	20年	110	0.288	100	R 1. 7.19	R21. 7.19
C号第 46回	20年	115	0.220	100	R 1. 8.20	R21. 8.19
C号第 47回	20年	70	0.220	100	R 1. 9.20	R21. 9.20
D号第 37回	20年	200	0.454	100	H31. 4.18	R21. 4.18
D号第 38回	20年	100	0.451	100	R 1. 5.23	R21. 5.23
D号第 39回	20年	100	0.343	100	R 1. 6.20	R21. 6.20
D号第 40回	20年	100	0.288	100	R 1. 7.19	R21. 7.19
D号第 41回	20年	100	0.220	100	R 1. 8.20	R21. 8.19
D号第 42回	20年	100	0.220	100	R 1. 9.20	R21. 9.20

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第119回	10年	200	0.040	100	H31. 4.15	R11. 4.13
第120回	10年	200	0.001	100	R 1. 7.16	R11. 7.13

償還方法：満期一括償還

当中間事業年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100	100	0.21000	R2.3.9
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,180	1,580	0.37524	R3.9.27～ R11.3.15

償還方法：満期一括返済

2【対処すべき課題】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える当機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一歩を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成30年3月）。

経 営 理 念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和元年度事業実施方針、令和元年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

1. 令和元年度事業実施方針

令和元年度事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方との対話を深めながら、地方公共団体の政策ニーズを十分踏まえ、資金調達をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について積極的に調査研究や支援を行う。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和元年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方公共団体が行う防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化並びに東日本大震災及び熊本地震等に関連する事業を支援する。

2. 令和元年度貸付計画の概要

平成 31 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,385 億円、東日本大震災分 8 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600 億円を計上する（平成 30 年度貸付計画額 16,600 億円と同額。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業及び公共施設等適正管理推進事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業のほか、過疎対策事業については、診療施設を新たに貸付対象に加え、事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組むための緊急自然災害防止対策事業を新たに貸付対象とし、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

併せて、貸付条件の多様化を踏まえ、適切な資金調達手法を選択できるよう、引き続き相談・助言機能の充実を図る。

また、令和元年度においては、地方のニーズを踏まえ、学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設等）、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業の償還期限を延長する。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和元年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		令和元年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) ×100	【参考】 平成31年度 地方債 計画計上額
区分						
一般会計債	公共事業等	485	677	△192	△28.4	294
	公営住宅事業	155	195	△40	△20.5	126
	学校教育施設等整備事業	200	151	49	32.5	58
	社会福祉施設整備事業	132	172	△40	△23.3	94
	一般廃棄物処理事業	144	188	△44	△23.4	56
	一般事業	84	93	△9	△9.7	82
	地域活性化事業	104	121	△17	△14.0	86
	防災対策事業	153	166	△13	△7.8	138
	地方道路等整備事業	257	304	△47	△15.5	290
	合併特例事業	822	935	△113	△12.1	879
	緊急防災・減災事業	1,099	1,060	39	3.7	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	532	437	95	21.7	929
	緊急自然災害防止対策事業	252	0	252	皆増	1,007
	過疎対策事業	207	101	106	105.0	300
	計	4,626	4,600	26	0.6	6,017
臨時財政対策債		4,538	5,317	△779	△14.7	4,299
(一般会計債等分 計)		9,164	9,917	△753	△7.6	10,316
公営企業債	水道事業（上水道）	1,825	1,569	256	16.3	2,151
	水道事業（簡易水道）	106	152	△46	△30.3	126
	交通事業（一般交通）	17	14	3	21.4	18
	交通事業（都市高速鉄道）	221	216	5	2.3	243
	病院事業	1,144	1,075	69	6.4	1,319
	下水道事業	3,847	3,367	480	14.3	3,944
	工業用水道事業	87	65	22	33.8	92
	電気事業	41	42	△1	△2.4	54
	ガス事業	24	29	△5	△17.2	32
	介護サービス事業	14	14	0	0.0	17
	市場事業	75	102	△27	△26.5	45
	と畜場事業	3	3	0	0.0	1
	駐車場事業	2	5	△3	△60.0	2
	小計	7,406	6,653	753	11.3	8,044
	港湾整備事業	28	26	2	7.7	29
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2	4	△2	△50.0	4
	小計	30	30	0	0.0	33
	計	7,436	6,683	753	11.3	8,077
計		16,600	16,600	0	0.0	18,393 (前年度比 +3.3%)

- 注1) 事業等名は、平成31年度地方債計画に基づき区分した。
- 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- 注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計20億円を計上した。
- 注4) 過疎対策事業は、簡易水道施設、下水道処理施設及び診療施設を貸付けの対象とする。
- 注5) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
 - ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

Ⅱ 令和元年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化し、資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策による低金利の状況が長期間に及び、市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

①資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

②資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債、30年債を発行するとともに、引き続きF L I P (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な資金調達に努める。

③多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

①適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

②積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における確固たる信認を強化し、資金調達を安定的に実現できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施する。

③資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる1月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和元年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和元年度においては、表2のとおり公募債を1兆1,450億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,800億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり1,000億円を発行する予定である。

(表2)

令和元年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和元年度	平成30年度
国内債	7,450 億円	6,000 億円
10 年債	2,600 億円	2,250 億円
20 年債	1,100 億円	1,000 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	200 億円
F L I P 債	3,350 億円	2,350 億円
国外債	2,500 億円	2,500 億円
フレックス枠	1,500 億円	1,100 億円
計	11,450 億円	9,600 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※ 平成30年度については、当初計画額を計上。なお、平成30年12月に見直しを行い、10,600 億円に増額している。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和元年度	平成30年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,600 億円	1,500 億円
20 年債	1,400 億円	1,500 億円
地共済引受債	1,800 億円	1,900 億円
10 年債	800 億円	700 億円
20 年債	1,000 億円	1,200 億円
計	4,800 億円	4,900 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

令和元年度	平成 30 年度
750 億円	500 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和元年度	平成 30 年度
10 年債	1,000 億円	2,600 億円
計	1,000 億円	2,600 億円

※ 平成 30 年度については、公庫債券管理計画補正後の金額である。

4 合計

合計	令和元年度	平成 30 年度
	18,000 億円	17,600 億円
政府保証債除く	17,000 億円	15,000 億円

※ 平成 30 年度の合計については、当初計画額を、政府保証債は公庫債権管理計画補正後の金額を合算した額。

※ 平成 30 年度の政府保証債除くは、当初計画額を計上。

Ⅲ 令和元年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

2. 令和元年度地方支援業務の概要

令和元年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用する。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成、実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

①地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、総務省より「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」が示されたことを受け、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

②地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。地方公共団体の資金管理・運用についての最近の実態を把握するため平成24年度、26年度に続きアンケート調査を実施する。

③諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施する。

④地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体に対し、財政状況ヒアリングを実施する。

⑤先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高い事項について、先進事例の更なる収集・蓄積を行い、先進事例検索システムを通じて地方公共団体へ還元する。

(2) 人材育成

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施する。

①JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを回数や内容を充実させて実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

②各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

③出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。その際、都道府県（市町村担当課）と連携した効率的・効果的な実施に努める。また、公会計等財政関連の講座の充実にも取り組む。

④ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

①財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

②地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援する。

③地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用の支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用を行う地方公共団体を支援する。

(4) 情報発信

先進事例を検索できるシステムの本格運用を図るほか、地方公共団体の職員が自ら財政分析を行うための簡易財政分析チャート、経済・金融データ、金融知識、取組事例等、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる情報について、ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化する。

IV 令和元年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和元年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和元年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、地方公共団体に対する説明及び意見交換の充実を図る。

2. 令和元年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和元年度 事業計画

- 1 令和元年度における貸付金は、1,660,000 百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和元年度における貸付回収金は、1,759,959 百万円を予定している。
- 3 令和元年度における資金調達、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行 1,625,000 百万円、長期借入 75,000 百万円、政府保証債の発行 100,000 百万円、合計 1,800,000 百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和元年度における債券償還金及び長期借入償還金は、2,088,328 百万円を予定している。
- 5 令和元年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、調査研究、人材育成、実務支援及び情報発信の実施を予定している。
- 6 令和元年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,542 百万円を予定している。

(別紙1)

令和元年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	485
公営住宅事業	155
学校教育施設等整備事業	200
社会福祉施設整備事業	132
一般廃棄物処理事業	144
一般事業	84
地域活性化事業	104
防災対策事業	153
地方道路等整備事業	257
合併特例事業	822
緊急防災・減災事業	1,099
公共施設等適正管理推進事業	532
緊急自然災害防止対策事業	252
過疎対策事業	207
計	4,626
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,825
水道事業（簡易水道）	106
交通事業（一般交通）	17
交通事業（都市高速鉄道）	221
病院事業	1,144
下水道事業	3,847
工業用水道事業	87
電気事業	41
ガス事業	24
介護サービス事業	14
市場事業	75
と畜場事業	3
駐車場事業	2
港湾整備事業	28
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2
計	7,436
臨時財政対策債	4,538
合 計	16,600

注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・ 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(別紙2)

令和元年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和元年度
国内債	7,450 億円
10 年債	2,600 億円
20 年債	1,100 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
F L I P 債	3,350 億円
国外債	2,500 億円
フレックス枠	1,500 億円
計	11,450 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2)地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	令和元年度
地共連引受債	3,000 億円
10 年債	1,600 億円
20 年債	1,400 億円
地共済引受債	1,800 億円
10 年債	800 億円
20 年債	1,000 億円
計	4,800 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

令和元年度
750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和元年度
10 年債	1,000 億円
計	1,000 億円

4 合計

合計	令和元年度
	18,000 億円
政府保証債除く	17,000 億円

令和元年度 予 算

令和元年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,225,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和元年度 予定損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	287,815
資金運用収益	284,614
貸付金利息	283,900
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	714
役務取引等収益	87
その他経常収益	3,113
地方公共団体健全化基金受入額	3,100
その他の経常収益	13
経常費用	163,418
資金調達費用	156,902
債券利息	156,437
借入金利息	465
役務取引等費用	285
その他業務費用	2,760
営業経費	3,471
人件費	923
業務費	1,444
その他の営業経費	1,104
経常利益	124,396
特別利益	105,549
公庫債権金利変動準備金取崩額	100,184
利差補てん積立金取崩額	5,364
特別損失	208,327
金利変動準備金繰入額	0
公庫債権金利変動準備金繰入額	108,143
国庫納付金	100,184
当期純利益	21,618

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和元年度 予定貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,427,679	債券	19,939,513
有価証券及び現金預け金	773,823	借入金	194,500
金融商品等差入担保金	22,857	金融商品等受入担保金	41,460
その他資産	7,417	その他負債	5,201
有形固定資産及び無形固定資産	5,069	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,821,827
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	604,822
		利差補てん積立金	17,005
		負債の部合計	23,922,788
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	234,117
		一般勘定積立金	234,117
		評価・換算差額等	5,529
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	314,057
資産の部合計	24,236,845	負債及び純資産の部合計	24,236,845

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和元年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,011,507
貸付金	1,660,000
債券償還金	2,078,328
長期借入償還金	10,000
事業損金	162,100
事務費	2,589
支払利息	156,192
債券発行費	2,968
元利金支払手数料	310
借入金費用	41
固定資産取得費	895
国庫納付金	100,184
その他	0
資金収入合計	3,848,577
貸付回収金	1,759,959
地方公共団体金融機構債券	1,725,000
借入金	75,000
事業益金	284,704
公営競技納付金	3,100
雑収入	814
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△162,930
前期末現金預け金等	936,753
期末現金預け金等	773,823

(注)

- 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画
(令和元年度～令和3年度)

(単位：億円)

科 目	元年度計画	2年度計画	3年度計画
経 常 収 益	2,880	2,590	2,320
経 常 費 用	1,630	1,460	1,320
経 常 利 益	1,240	1,130	990
特 別 損 益	△1,030	△910	△780
当 期 純 利 益	220	220	220

(注)

- 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。
- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、令和元年9月30日現在において当機構が判断したものです。

1. 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、BIS規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっています。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で23兆2,775億円ですが、そのうち0.11%程度の251億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満です。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リス

ク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

（借換えに伴う金利リスクへの対応）

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしています。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しています。
- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしています。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。
- 一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てています。
- なお、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

（参考）令和元年 9 月 30 日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	8.01 年
	・負債（債券等）デュレーション	7.28 年
	・デュレーションギャップ	0.73 年（前年同期比△0.24 年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	5.15 年
	・負債（債券）デュレーション	4.27 年
	・デュレーションギャップ	0.88 年（前年同期比△0.08 年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.10 年
	・負債（債券等）デュレーション	6.23 年
	・デュレーションギャップ	0.87 年（前年同期比△0.18 年）

（調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応）

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則、金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしています。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

当機構は、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っています。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

4. オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っています。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っています。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しています。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っていますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この中間財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第5【経理の状況】（1）【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

2. 当中間事業年度の経営成績の分析

（当中間事業年度の損益状況）

経常収益は1,448億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益1,447億円です。また、経常費用は826億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用795億円です。

この結果、経常利益は622億円となりました。

また、特別利益として機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額1,000億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額27億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額554億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金1,000億円を計上しています。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は94億円となりました。

（当中間事業年度の資産等の状況）

資産の部は、貸付金等の24兆3,844億円、負債の部は、債券等の24兆801億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等3,042億円となりました。

（キャッシュ・フローの状況）

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは1,156億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは1,072億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは998億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は7,790億円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	ソフトウェア	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
主たる 事務所等	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3,726	1,659	694	489	1,265	4,109	86

- (注) 1. 動産には、機械器具備品、車両運搬具を含みます。
2. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

1. 新設

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
				総額	既支払額			
主たる 事務所	東京都 千代田区	新設	車両運搬具	9	7	自己資金	R1.5	R1.8

2. 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金は、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされています。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和元年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合 計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2【役員の状況】

1. 新任役員

(令和元年9月30日現在)

役名・職名	氏 名	生年月日	経 歴	任期
理事	吉川 浩民	昭和39年8月15日生	昭和63年4月 自治省入省 平成24年10月 群馬県副知事 平成28年6月 総務省自治財政局地方債課長 平成29年7月 総務省自治行政局行政課長 平成30年7月 総務省大臣官房審議官(地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当) 令和元年7月 地方公共団体金融機構理事	(注)

(注) 任期は2年、令和元年7月5日から令和2年9月30日までです。

2. 退任役員

役名・職名	氏 名	退任年月日
理事	境 勉	令和元年7月4日

3. 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けています。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

科目	注記番号	前事業年度末 (平成31年 3月31日)		当中間事業年度末 (令和元年 9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,503,092	95.58	23,277,512	95.46
有価証券		180,000	0.73	286,200	1.17
現金預け金		870,480	3.54	779,062	3.19
金融商品等差入担保金		22,847	0.09	28,233	0.12
その他資産		8,859	0.04	9,286	0.04
有形固定資産	1	2,884	0.01	2,844	0.01
無形固定資産		1,035	0.00	1,268	0.01
資産の部合計	3	24,589,199	100.00	24,384,406	100.00
(負債の部)					
債券		20,392,179	82.93	20,207,346	82.87
借入金		128,000	0.52	168,000	0.69
金融商品等受入担保金		27,630	0.11	7,224	0.03
その他負債		6,261	0.03	4,919	0.02
賞与引当金		57	0.00	58	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	10	0.00
退職給付引当金		52	0.00	52	0.00
役員退職慰労引当金		24	0.00	27	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.74	920,287	3.77
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.74	920,287	3.77
特別法上の準備金等	4	2,819,505	11.47	2,772,223	11.37
金利変動準備金		2,200,000	8.95	2,200,000	9.02
公庫債権金利変動準備金		597,076	2.43	552,525	2.27
利差補てん積立金		22,429	0.09	19,698	0.08
負債の部合計		24,294,008	98.80	24,080,149	98.75
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		212,616	0.86	222,113	0.91
一般勘定積立金		212,616	0.86	212,616	0.87
一般勘定中間未処分利益		—	—	9,497	0.04
評価・換算差額等		8,163	0.03	7,732	0.03
管理勘定利益積立金		57,808	0.24	57,808	0.24
純資産の部合計		295,191	1.20	304,257	1.25
負債及び純資産の部合計		24,589,199	100.00	24,384,406	100.00

②【中間損益計算書】

科目	注記 番号	前中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)		当中間事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		160,614	100.00	144,881	100.00
資金運用収益		160,530		144,708	
役務取引等収益		65		60	
その他業務収益		12		4	
その他経常収益		6		108	
地方公共団体健全化基金受入額		—		101	
その他の経常収益		6		6	
経常費用		90,826	56.55	82,666	57.06
資金調達費用		87,395		79,534	
役務取引等費用		150		150	
その他業務費用		1,686		1,384	
営業経費		1,593		1,596	
経常利益		69,788	43.45	62,215	42.94
特別利益		403,191	251.03	102,731	70.91
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	400,000		100,000	
利差補てん積立金取崩額		3,191		2,731	
特別損失		463,381	288.51	155,449	107.29
公庫債権金利変動準備金繰入額		63,381		55,449	
国庫納付金		400,000		100,000	
中間純利益	1	9,598	5.98	9,497	6.56

③【中間純資産変動計算書】

I 前中間事業年度

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共同体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	191,890	-	208,492	5,268	53,666	267,427
誤謬の訂正による 累積的影響額	-	△2,453	-	△2,453	-	4,142	1,688
遡及処理後当期首残高	16,602	189,436	-	206,038	5,268	57,808	269,116
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	9,598	9,598	-	-	9,598
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	△1,096	-	△1,096
当中間期変動額合計	-	-	9,598	9,598	△1,096	-	8,501
当中間期末残高	16,602	189,436	9,598	215,637	4,172	57,808	277,618

Ⅱ 当中間事業年度

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	212,616	-	229,218	8,163	57,808	295,191
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	9,497	9,497	-	-	9,497
出資者資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	△431	-	△431
当中間期変動額合計	-	-	9,497	9,497	△431	-	9,065
当中間期末残高	16,602	212,616	9,497	238,715	7,732	57,808	304,257

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記番号	前中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当(中間)期純利益		9,598	9,497
減価償却費		350	341
資金運用収益		△160,530	△144,708
資金調達費用		87,395	79,534
賞与引当金の増減額(△は減少)		2	0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		2	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		3	△0
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△3	3
地方公共団体健全化基金の増減額(△は減少)		—	△101
公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)		63,381	55,449
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△3,191	△2,731
貸付金の純増(△)減		359,975	225,580
債券の純増減(△)		62,222	△185,638
借入金の純増減(△)		△5,000	40,000
資金運用による収入		161,782	145,857
資金調達による支出		△88,152	△79,872
その他		51,164	△27,529
営業活動によるキャッシュ・フロー		539,000	115,681
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		300,000	338,000
有価証券の取得による支出		△272,000	△444,200
有形固定資産の取得による支出		△0	△407
無形固定資産の取得による支出		△82	△593
投資活動によるキャッシュ・フロー		27,916	△107,201
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△400,000	△100,000
公営競技納付金による収入		—	101
財務活動によるキャッシュ・フロー		△400,000	△99,898
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		166,917	△91,418
VI 現金及び現金同等物の期首残高		747,767	870,480
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		914,685	779,062

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～19年
----	---------	-----	--------

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「财会省令」という。）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の

利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (平成31年3月31日)	当中間事業年度末 (令和元年9月30日)
853 百万円	930 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上していません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (平成31年3月31日)	当中間事業年度末 (令和元年9月30日)
地方公共団体金融機構債券等の額	20,392,179 百万円	20,207,346 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(中間損益計算書関係)

1. 中間純利益の勘定別内訳

項目	前中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
一般勘定	9,598 百万円	9,497 百万円
管理勘定	－百万円	－百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
省令	「平成30年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成30年総務省・財務省令第1号)	「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成31年総務省・財務省令第4号)
金額	4,000 億円	1,000 億円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で、総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めおらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (平成31年3月31日)	当中間事業年度末 (令和元年9月30日)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	38,399 百万円減少	35,776 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	39,013 百万円増加	36,324 百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (平成31年3月31日)	当中間事業年度末 (令和元年9月30日)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	10,560 百万円減少	9,892 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	10,692 百万円増加	10,011 百万円増加

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

I 前事業年度

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,503,092	25,369,115	1,866,022
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	180,000	180,000	-
(3) 現金預け金	870,480	870,480	-
(4) 金融商品等差入担保金	22,847	22,847	-
資産計	24,576,420	26,442,443	1,866,022
(1) 債券	20,392,179	21,226,384	834,205
(2) 借入金	128,000	130,272	2,272
(3) 金融商品等受入担保金	27,630	27,630	-
負債計	20,547,809	21,384,287	836,478
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成31年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,474,819	1,436,071	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	3,000	-	※2	
合計			1,512,819	1,456,071	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,763,913	1,784,040	1,769,220	1,709,516	1,605,880
有価証券					
満期保有目的のもの	180,000	-	-	-	-
預け金	870,480	-	-	-	-

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,520,793	6,648,578	1,665,063	36,084
有価証券				
満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910
借入金	10,000	-	1,000	-	86,200

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,272,932	2,917,863	183,000	70,000
借入金	30,800	-	-	-

II 当中間事業年度

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,277,512	25,290,916	2,013,404
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	286,200	286,200	-
(3) 現金預け金	779,062	779,062	-
(4) 金融商品等差入担保金	28,233	28,233	-
資産計	24,371,007	26,384,411	2,013,404
(1) 債券	20,207,346	21,082,660	875,313
(2) 借入金	168,000	170,193	2,193
(3) 金融商品等受入担保金	7,224	7,224	-
負債計	20,382,570	21,260,077	877,506
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	1,554	1,554	-
デリバティブ取引計	1,554	1,554	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和元年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券	262,000	262,000	1,554	取引先金融機関から提示された価格によって いる。
	支払変動・受取固定		117,000	117,000	1,534	
	支払固定・受取変動	長期借入金	145,000	145,000	19	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,541,881	1,421,478	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	10,000	-	※2	
合計			1,848,881	1,823,881	1,554	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,778,489	1,796,292	1,771,397	1,696,233	1,586,904
有価証券					
満期保有目的のもの	286,200	-	-	-	-
預け金	779,062	-	-	-	-

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,499,742	6,531,987	1,580,553	35,911
有価証券				
満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

（注3）債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,163,883	2,334,843	2,193,948	2,057,950	2,153,640
借入金	10,000	1,000	-	51,500	74,700

項目	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,999,582	3,030,278	208,000	70,000
借入金	30,800	-	-	-

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

I 前事業年度

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	180,000	180,000	—
	小計	180,000	180,000	—
合計		180,000	180,000	—

II 当中間事業年度

(令和元年9月30日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	286,200	286,200	—
	小計	286,200	286,200	—
合計		286,200	286,200	—

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統一的リスク管理委員会へ報告しております。

(勘定別情報関係)

勘定別情報（貸借対照表関係）

I 前事業年度

(平成31年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	15,743,380	7,759,711		23,503,092
有価証券	180,000			180,000
現金預け金	870,480			870,480
金融商品等差入担保金	22,847			22,847
その他資産	3,948	4,910		8,859
有形固定資産	2,884			2,884
無形固定資産	1,035			1,035
一般勘定貸		622,397	△ 622,397	
資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△ 622,397	24,589,199
負債の部				
債券	12,686,161	7,706,017		20,392,179
借入金	128,000			128,000
金融商品等受入担保金	27,630			27,630
その他負債	2,573	3,687		6,261
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	622,397		△ 622,397	
特別法上の準備金等	2,200,000	619,505		2,819,505
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		597,076		597,076
利差補てん積立金		22,429		22,429
負債の部合計	16,587,195	8,329,210	△ 622,397	24,294,008
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	212,616			212,616
一般勘定積立金	212,616			212,616
評価・換算差額等	8,163			8,163
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	237,382	57,808		295,191
負債及び純資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△ 622,397	24,589,199

- (注) 1. 一般勘定、管理勘定
管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金
損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。
3. 一般勘定貸、管理勘定借
法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

Ⅱ 当中間事業年度

(令和元年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,015,420	7,262,091		23,277,512
有価証券	286,200			286,200
現金預け金	779,062			779,062
金融商品等差入担保金	28,233			28,233
その他資産	5,143	4,142		9,286
有形固定資産	2,844			2,844
無形固定資産	1,268			1,268
一般勘定貸		513,712	△ 513,712	
資産の部合計	17,118,171	7,779,947	△ 513,712	24,384,406
負債の部				
債券	13,060,467	7,146,879		20,207,346
借入金	168,000			168,000
金融商品等受入担保金	7,224			7,224
その他負債	1,884	3,035		4,919
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	513,712		△ 513,712	
特別法上の準備金等	2,200,000	572,223		2,772,223
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		552,525		552,525
利差補てん積立金		19,698		19,698
負債の部合計	16,871,723	7,722,138	△ 513,712	24,080,149
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	222,113			222,113
一般勘定積立金	212,616			212,616
一般勘定中間未処分利益	9,497			9,497
評価・換算差額等	7,732			7,732
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	246,448	57,808		304,257
負債及び純資産の部合計	17,118,171	7,779,947	△ 513,712	24,384,406

- (注) 1. 一般勘定、管理勘定
管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
2. 一般勘定中間未処分利益
中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。
3. 一般勘定貸、管理勘定借
法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

I 前中間事業年度

（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	66,327	98,427	△ 4,139	160,614
資金運用収益	65,951	94,579		160,530
役務取引等収益	65			65
その他業務収益	12			12
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	291		△ 291	
一般勘定貸受取利息		16	△ 16	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,831	△ 3,831	
経常費用	56,728	38,237	△ 4,139	90,826
資金調達費用	49,943	37,452		87,395
役務取引等費用	82	68		150
その他業務費用	1,298	388		1,686
営業経費	1,557	36		1,593
管理勘定借支払利息	16		△ 16	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,831		△ 3,831	
一般勘定事務委託費		291	△ 291	
経常利益	9,598	60,189	-	69,788
特別利益	-	403,191	-	403,191
公庫債権金利変動準備金取崩額		400,000		400,000
利差補てん積立金取崩額		3,191		3,191
特別損失	-	463,381	-	463,381
公庫債権金利変動準備金繰入額		63,381		63,381
国庫納付金		400,000		400,000
中間純利益	9,598	-	-	9,598

Ⅱ 当中間事業年度

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	64,330	84,105	△ 3,554	144,881
資金運用収益	63,939	80,768		144,708
役務取引等収益	60			60
その他業務収益	4			4
その他経常収益	108			108
地方公共団体健全化基金受入額	101			101
その他の経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	217		△ 217	
一般勘定貸受取利息		4	△ 4	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,332	△ 3,332	
経常費用	54,833	31,387	△ 3,554	82,666
資金調達費用	48,561	30,973		79,534
役務取引等費用	89	61		150
その他業務費用	1,264	119		1,384
営業経費	1,581	14		1,596
管理勘定借支払利息	4		△ 4	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,332		△ 3,332	
一般勘定事務委託費		217	△ 217	
経常利益	9,497	52,718	-	62,215
特別利益	-	102,731	-	102,731
公庫債権金利変動準備金取崩額		100,000		100,000
利差補てん積立金取崩額		2,731		2,731
特別損失	-	155,449	-	155,449
公庫債権金利変動準備金繰入額		55,449		55,449
国庫納付金		100,000		100,000
中間純利益	9,497	-	-	9,497

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（令和元年9月30日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 779,062 百万円その他です。
その他資産	未収収益 7,661 百万円（未収貸付金利息 7,523 百万円その他）、その他の資産 1,624 百万円（スワップ資産 1,510 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債	未払費用 4,419 百万円（未払債券利息 4,346 百万円その他）その他です。
-------	---

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しています。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

令和元年11月22日

地方公共団体金融機構

理事長 瀧野 欣 彌 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田 裕 之 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 野 和 也 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 澤 賢 司 印
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の令和元年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。

2 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものです。